

調査対象の学協会

欧州：（土井美和子）

- **Informationstechnische Gesellschaft im Verband der Elektrotechnik Elektronik Informationstechnik e.V (VDE)** ドイツ
- The Council of European Professional Informatics Societies (CEPIS) ベルギー
- Finnish Information Processing Association (FIPA) フィンランド

米国：（會澤、長澤、柴田）

- American Nuclear Society (ANS)
- American Chemical Society (ACS)
- The American Fisheries Society (AFS)
- The American Society for Photogrammetry and Remote Sensing (ASPRS)
- The Wildlife Society (TWS)
- The American Physiological Society (APS)
- The Society for Developmental Biology (SDB)
- The American Association of Immunologists (AAI)
- The American Society for Pharmacology and Experimental Therapeutics (ASPET)

アジア：（池田、小林、菱田）

台湾： 台湾土木学会、中国政治学会（台湾）、台湾政治学会、台湾中央研究院

韓国： **大韓機械学会、韓国騒音振動学会、韓国土木学会、韓国政治学会**

法律・課税措置

諸外国の学術団体に対する税制(総括)

英国・仏国は2007年度,
その他の欧州, 米国, 韓国, 台湾は2008年度の聞き取りによる

	非課税, または免税処置	課税対象となるもの	基本となる法律	その他
米国	会費, 出版などの収入は基本的に非課税 教育に関わる事業は非課税扱い	広告収入, 学会グッズの販売収入などは個別に課税の対象	Internal Revenue Service Regulations regarding 501(c)3 status, non-profit educational instituteに対する非課税条例 控除: Internal Revenue Code 170	寄付者に対する税金の優遇措置有り
欧州(英, 仏など)	基本的には学会は, 非営利組織として課税対象外		英国: 17世紀以来の勅許 (Royal Charter) 基本的に非課税 (1960年チャリティ法) 仏国: 1901年「非営利社団法人等に関する法律」により学術団体は法律で保護	例) 英国物理学会 (IOP) は Registered Charity として納税義務はない
欧州(独, その他)	公益目的有りの非営利団体は基本的に非課税扱い	工業製品の評価に対する対価については課税されている (VDE など)	租税通則法 (AO: Abgabenordnung)	公益性がある場合, 税務当局の判断で税制優遇が受けられる
台湾	非営利組織に関しては基本的に免税措置があり非課税	賃貸料などの収入に関しては一般の法人税が適応される	台湾: 内務省学協会規則, そのほか, 教育, 技術者教育に関連する法律	
韓国	会費, 出版などの非受益事業は課税対象外 非営利団体の VAT 免税措置有り	研究用役の収入など (但し, 新しい学術研究の場合, 免税)	韓国民法第32,33,38条 韓国国税基本法第13条	
日本	公益性があると判断された場合には17事業区分に対して課税対象外となる	一般社団は基本的には収益の30%課税 但し, 非営利性が徹底されたものについて事業区分により非課税	一般社団法人および一般財団法人に関する法律 公益法人認定法第5条, 整備法第117,119条 (公益目的支出計画)	一般社団に課税は所轄税務署に任されている